

住宅環境改善及び空き家活用促進補助金

補助金の種類	補助対象工事	交付要件	補助金額
リフォーム 補助金	建物の内外装の改修（内装木質化を含む）	①申請時に未着工のもので、リフォーム工事費用（税抜額）が20万円以上	①住宅1戸につき、リフォームに要した費用額の1/10で、10万円を限度
	居室、浴室、玄関、台所及びトイレ等の改修（下水道接続工事を除く）	②内装木質化の場合は、板厚12mm以上の秩父産木材による施工面積が15m ² 以上	②補助対象工事に加え、秩父産木材を内装の木質化利用に、1m ² あたり3,000円を加算。20万円を限度。 ③横瀬町の入札参加資格者・小規模事業者登録事業者による工事の場合は、5万円を加算。
	上記の外、町長が必要と認める住宅設備等の改修		
省エネルギー 改修補助金	開口部の断熱性能を高める工事	①内窓の新設工事 ②内窓・外窓・ガラス・ドアの交換工事 ③住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(H28国交省告示)に適合すること。	工事費の1/5(20万円を限度)
	壁・屋根・天井・床の断熱性能を高める工事	①壁・屋根・天井・床の断熱性能を高める工事 ②住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(H28国土交通省告示)に適合すること。	
	太陽光発電システムの設置	①住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連携していること。 ②電力会社と電灯契約を締結していること。 ③一定の認証、性能保証等が確保されていること。	太陽電池出力1kW当たり15,000円に発電システムを構成する太陽電池の最大出力値を乗じて得た額とし、5万円を限度。
	蓄電システムの設置	再生可能エネルギーにより発電した電力を繰り返し蓄え、停電時など必要な時に当該電気の活用が可能なシステムであること。	設置に要した費用(消費税を除く)額の1/10で、5万円を限度。
	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)の設置	①JIS基準に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上である機器	設置費用額の1/10(限度額：5万円)
	家庭用燃料電池コーポレーティブシステム(エネファーム)の設置	一般社団法人燃料電池普及促進協会が補助対象と認めている機器	設置費用額の1/10(限度額：5万円)
	潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)の設置	潜熱を回収するための熱交換器を備えた給湯器	設置費用額の1/10(限度額：2万円)
	地中熱利用システムの設置	①地中の熱を熱源とし、ヒートポンプで汲み上げて暖冷房・給湯用エネルギーとして利用。 ②エネルギー消費効率(COP)が3.0以上であること。	設置費用額の1/10(限度額：20万円)
	HEMS（エネルギー管理システム）の設置	①「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ②補助対象機器設置住宅において、居住者が電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 ③太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電システムとの「見える化」等の接続機能を有すること。	設置費用額の1/10(限度額：1万円)
	LED照明器具・電球・蛍光管の設置	①既存照明をLED電球・蛍光管に交換すること ②過去に本補助金及び「横瀬町家庭用LED照明購入費補助金交付要綱」に基づく補助金を受けていないこと。	①費用の1/2で、限度額は5,000円。 ②商品券で交付する。